平成２２年（フ）第１７５号
愛知県豊田市京ケ峰２丁目１番地　市営Ａ１―50号
債務者　久保　浩子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
愛知県豊田市御幸本町７丁目303番地７　板倉マンション303号
債務者　森山　友美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
愛知県刈谷市桜町１丁目33番地　エトワール201号
債務者　山本　直樹
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
兵庫県多可郡多可町加美区西脇393番地１
債務者　足立　福男
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第２８号
兵庫県多可郡多可町加美区西脇393番地１
債務者　足立　説子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第２９号
兵庫県多可郡多可町加美区西脇393番地１
債務者　足立撚糸こと　足立　勝則
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１１号
香川県観音寺市粟井町525番地　宮下団地78号
債務者　白川　　朗
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第２８７９号
福岡県大野城市下大利団地７番404号
債務者　小河カズヱ
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９３０号
福岡市西区福重４丁目23番19号
債務者　丹野　忠夫
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３８号
福岡県朝倉市甘木636番地
債務者　秋山　良一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３９号
福岡県朝倉市甘木636番地
債務者　秋山アヤ子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５０号
福岡市城南区梅林２丁目３番13号
債務者　坂本　宏展
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９７号
福岡市博多区千代２丁目21番１―601号
債務者　山口　光男
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１１号
福岡市東区松田３丁目24番８―201号
債務者　塚崎るみこ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２４号
福岡市東区二又瀬新町12番５―303号
債務者　長末きよ子（旧姓道山）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２７号
福岡市南区曰佐４丁目８番９―103号
債務者　池田　智弘
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３１号
福岡市博多区住吉２丁目19番22―202号
債務者　河野　　仁
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３６号
福岡市早良区飯倉６丁目23番26号
債務者　吉井　　学
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部